

第 16 号議案

足立区住区センター条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 20 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区住区センター条例の一部を改正する条例

足立区住区センター条例（平成 2 年足立区条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 足立区青井住区センターの項中「足立区青井五丁目 11 番 4－101 号」を「足立区青井五丁目 11 番 40－101 号」に改め、同表足立区中央本町住区センターの項を次のように改める。

足立区中央本町住区セン	足立区中央本町三丁目 15 番 1 号
ター	足立区中央本町二丁目 5 番 1 号

別表第 1 足立区竹の塚六月住区センターの項を次のように改める。

足立区竹の塚六月住区セ	足立区六月二丁目 26 番 3－101 号
ンター	足立区竹の塚一丁目 8 番 1 号

別表第 1 足立区五反野コミュニティセンターの項を次のように改める。

足立区五反野コミュニテ	足立区西綾瀬二丁目 1 番 13 号
ィセンター	足立区西綾瀬四丁目 7 番 27 号

別表第 1 足立区東和住区センターの項を次のように改める。

足立区東和住区センター	足立区東和三丁目 12 番 9 号
	足立区東和三丁目 20 番 22 号

別表第 1 足立区弘道住区センターの項を次のように改める。

足立区弘道住区センター	足立区弘道二丁目 16 番 1－101 号
	足立区弘道一丁目 20 番 8 号

別表第 1 足立区伊興住区センターの項及び足立区舎人住区センターの項を次のように改める。

足立区伊興住区センター 足立区伊興五丁目 2 2 番 1 3 号

足立区伊興四丁目 6 番 7 号

足立区舎人住区センター 足立区舎人一丁目 3 番 2 6 号

足立区舎人一丁目 2 5 番 3 2 号

別表第 1 足立区保塚住区センターの項及び足立区綾瀬住区センターの項を次のように改める。

足立区保塚住区センター 足立区保塚町 7 番 1 6 号

足立区六町三丁目 3 番 1 1 号

足立区綾瀬住区センター 足立区綾瀬三丁目 1 7 番 9 号

足立区東綾瀬一丁目 5 番 3 号

別表第 1 足立区梅田住区センターの項を次のように改める。

足立区梅田住区センター 足立区梅田六丁目 2 6 番 1 号

足立区梅田七丁目 1 3 番 1 号

別表第 1 足立区入谷住区センターの項及び足立区大谷田住区センターの項を次のように改める。

足立区入谷住区センター 足立区舎人六丁目 1 2 番 4 — 1 0 1 号

足立区入谷三丁目 8 番 1 号

足立区大谷田住区センタ 足立区大谷田一丁目 1 番 2 — 1 0 1 号

ー 足立区大谷田二丁目 1 番 1 0 号

別表第 1 足立区平野住区センターの項を次のように改める。

足立区平野住区センター 足立区平野二丁目 2 番 1 4 号

足立区平野三丁目 6 番 3 号

別表第 1 足立区東綾瀬住区センターの項から足立区西伊興住区センターの項までを次のように改める。

足立区東綾瀬住区センタ 足立区東綾瀬一丁目 2 8 番 7 号

ー 足立区東和一丁目 1 7 番 1 2 号

足立区千住あずま住区セ 足立区千住東二丁目 2 1 番 1 8 号

ンター 足立区千住旭町 1 0 番 3 1 号

足立区神明住区センター 足立区神明南二丁目 6 番 1 9 号

足立区谷中五丁目 1 2 番 1 号

足立区千住河原町住区セ 足立区千住河原町 5 番 1 2 号

ンター 足立区千住桜木一丁目 8 番 1 5 号

足立区西伊興住区センタ 足立区西伊興一丁目 1 2 番 1 2 号

ー 足立区伊興二丁目 6 番 1 号

別表第 1 足立区西新井栄町住区センターの項及び足立区千住柳町住区センターの項を次のように改める。

足立区西新井栄町住区 足立区西新井栄町三丁目 1 番 6 — 1 0 1 号

センター 足立区西新井本町四丁目 9 番 2 7 号

足立区千住柳町住区セ 足立区千住柳町 1 2 番 5 号

ンター 足立区千住大川町 1 7 番 1 号

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

住区センターの位置に係る規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。